

○国土交通省告示第 号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十七条の二第二項及び第三項並びに第二十二條の五第二項及び第三項の規定に基づき、平成六年建設省告示第千百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

第一条第一項第一号中「又は同法附則第四条」を「第一項」に改め、同項第二号ホ中「又は第十四条第一項」を「第十四条第一項若しくは第三項又は第五十一条の二第一項」に改める。
第三条を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にされている改正前の平成六年建設省告示第千百二十六号の規定による認定の申請に係る手続については、なお従前の例による。